

呉市水道局建設工事等入札参加有資格者に係る呉市内への本店又は営業所等の開設に関する取扱基準

財務課

(趣旨)

第1条 呉市水道局建設工事並びに測量及び建設コンサルタント等業務の入札参加有資格者名簿(以下「名簿」という)に登録されている者が、新たに呉市内に本店又は営業所等を開設する場合の取扱いについては、この基準により行うものとする。

(申請の受付)

第2条 既に名簿登録されている者が、新たに呉市内に本店又は営業所等を開設し、資格の変更を希望する場合は、別紙申請書(別紙様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添付して申請するものとする。ただし、建設工事については、建設業法第3条第1項に規定する営業所等を対象とする。

(資格審査)

第3条 前条により申請書の提出があったときは、申請内容(添付書類等)を確認の上、呉市水道局工事請負業者選定に関する規程(昭和63年呉市水道局規程第8号。以下「規程」という。)第3条に規定する「指名業者選定委員会」(以下「委員会」という。)の審査に諮るものとする。

- 2 委員会が調査の必要があると判断した場合は、営業所の実態調査を行うとともに、確認できる資料の提出を求められることができる。
- 3 営業実態が確認できない場合は、許可行政庁へ通報することがある。

(変更登録)

第4条 審査会は、規程第6条に基づき審査を行い、適格であると認めたときは名簿に変更登録するものとする。

(登録及び事務処理)

第5条 第2条の申請のうち、毎月10日までに受付けたものに関して、翌月の1日に名簿に登録するように事務処理するものとする。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から実施する。

呉市内への本店又は営業所等の開設に伴う変更申請書

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 様

（申請者）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

（事務担当者： ）

この度、呉市内に下記のとおり事務所を開設したので、呉市水道局建設工事及び測量及び建設コンサルタント等業務の入札参加有資格者名簿の変更について、つぎのとおり申請します。

区分	本店・営業所等（ を付けてください ）	
所在	呉市	
商号	(フリガナ)	
受任者名	(フリガナ)	電話
	役職名	() -
	氏名	F A X
		() -

該当する提出書類の にチェックをつけること

〔様式は呉市水道局HPへ掲載（事業者の方へ 各種様式（各種届出書） 入札参加資格審査申請様式）〕

建設工事	建設コンサルタント
建設業許可証明書・通知書（写）	使用印鑑届
建設業変更届出書（写）	委任状
営業所一覧表（許可申請書の別表の写）	納税に関する誓約書（代表者・受任者用）
使用印鑑届	営業所等所在調書（写真はカラー）
委任状	法人設置届（呉市市民税課提出の写し）
納税に関する誓約書（代表者・受任者用）	その他（ ）
営業用機械・器具調書	
営業所等所在調書（写真はカラー）	
法人設置届（呉市市民税課提出の写し）	
その他（ ）	

（注意事項）

- ・ 建設工事については建設業法第3条第1項に規定する営業所等に限りません。
- ・ 毎月10日までの申請について、翌月1日以降名簿に登録するとともに通知します。
- ・ 登録された営業所等に現状調査に行く場合があります。